

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-⑮)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策15: 郵政行政の推進</p>			<p>担当部局課室名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 高田 義久</p>		
<p>政策の概要</p>	<p>郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。 信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づき、信書便事業者に対する必要な監督を行うとともに、信書制度及び信書便制度の周知・広報活動を推進することにより、信書便市場の活性化や、利用者利便の向上を図る。 さらに、各国との政策協議や万国郵便連合(UPU)への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。</p>							<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>郵政行政</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>[最終アウトカム]: 郵政事業のユニバーサルサービスが安定的に供給され、国民が郵政民営化の成果を一層実感できるような社会を実現する。加えて、国際的な郵便制度・業務の改善等にも貢献する。 [中間アウトカム]: 日本郵政グループ三社の株式上場等によって、日本郵政グループによるユニバーサルサービスの安定的な提供、企業価値や利用者利便の向上等が重要な課題となっているため、日本郵政グループに対して適切に監督を行うことで、郵政民営化を着実に推進する。国際分野においては、郵便事業を取り巻くグローバルな環境の変化を踏まえ、国際的な郵便制度・業務の改善等に資するため、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組や日本型郵便インフラシステムの海外展開等、積極的な対応を推進する。</p>					<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和4年8月</p>		
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に〇を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>目標(値)</p>	<p>年度ごとの目標(値)</p>			<p>測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
				<p>施策手段</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>		<p>年度ごとの実績(値)^(※2)</p>	<p>令和元年度</p>
<p>郵政民営化法等に基づき、日本郵政グループ各社等に対し必要な監督を行い、健全な業務運営を確保することにより、企業価値や利用者利便の向上を図るとともに、郵政事業のユニバーサルサービスを確保すること</p>	<p>① 郵政民営化の着実な推進<アウトプット指標></p>	<p>郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づく監督 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」(平成30年7月情報通信審議会答申) 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(平成30年12月)</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>令和3年度</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>日本郵政グループの事業展開の促進</p>	<p>日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。 ・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和元年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、ICTを活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信(岩手県遠野市)、買い物サービス支援(新潟県津南町)、農家の農作物配送支援(静岡県藤枝市)を実施した。</p>	<p>日本郵政及び日本郵便について事業計画の認可等を行い、日本郵政グループの事業促進を実施した。 ・少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策の一環として、令和2年度においては、郵便局活性化に係る実証事業として、地域体験型観光コーディネート(北海道帯広市)、空き家の活用支援(宮城県東松島市)を実施した。</p>	<p>平成27年11月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式が上場された。日本郵政グループは、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行うとともに、企業価値を更に向上させる必要がある。また、郵政民営化法において、郵政民営化が多様に良質なサービスの提供を通じ利用者利便の向上を図ることを目的とすることも踏まえ、「郵政民営化の着実な推進」を測定指標として設定。 あわせて、郵政民営化の成果を国民が実感できるような「日本郵政グループの事業展開の促進」を目標として設定。</p>

			郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	平成27年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	令和3年度	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)	人口減少や電子メールの利用の拡大により郵便物数が減少するなど、郵便事業を取り巻く環境が厳しくなっており、日本郵便に責務として課せられている郵政事業のユニバーサルサービスが将来にわたっても安定的に確保されることが必要であり、「郵政事業のユニバーサルサービスの確保」を測定指標として設定。
		2	郵政事業のユニバーサルサービスの確保 ＜アウトカム指標＞		郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	平成30年度	郵便サービス水準の維持(郵便差出箱の本数:約180,000本)	令和3年度	郵便差出箱の本数:約180,000本	郵便局ネットワークについては、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられ、その郵便局ネットワークを通じて、郵政事業のユニバーサルサービスが国民に提供されることを踏まえ、「郵便局ネットワーク水準の維持(郵便局数:約24,000局)」を目標として設定。 (郵便局の設置水準の維持(国会附帯決議))
			郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	平成30年度	郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること(送達日数達成率:全国平均97%以上)	令和3年度	送達日数達成率:全国平均97%以上			また、郵便サービス水準の維持及び郵便物が差し出された日から三日以内に送達することについては、郵便事業のユニバーサルサービスの確保方策として、郵便法等において求める水準を目標として設定。 (郵便差出箱の本数:郵便法第70条第3項第2号、郵便法施行規則第32条第2項 郵便物が差し出された日から三日以内に送達すること:郵便法第70条第3項第4号、郵便法施行規則第32条第4項及び第5項)
		3	事業者及び利用者への信書制度及び信書便制度の周知活動 における理解度 ＜アウトプット指標＞	平成30年度	7割以上	令和3年度	7割	7割	7割	基本的通信手段の一つである信書の送達事業については、健全な競争環境の整備により、利用者の選択の機会を拡大、事業者による創意工夫による多様なサービスの提供を行い、国民利用者の利便の向上を図ることが、平成15年の制度創設時から求められている。 信書便事業分野において健全な競争環境の整備には、信書便制度が信書便事業者のみならず、広く利用者に認知されていることが前提である。このため、制度の周知活動における理解度を測定指標として設定する。 また、信書便市場の活性化の状況については、単なる新規参入者の増加による市場拡大のみならず、事業者の努力による市場拡大についても併せて把握することが重要であり、「信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること」を測定指標として設定する。
		4	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること ＜アウトカム指標＞	平成29年度	信書便市場の売上高の対前年度増加率が事業者数の対前年度末増加率を上回ること。	令和3年度	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	信書便市場の売上高の増加率が事業者の増加率を上回ること	
		5	二国間・多国間政策協議等への参画回数 ＜アウトプット指標＞	平成26年度	5回以上	令和3年度	5回以上	5回以上	5回以上	インターネットの普及により紙媒体でのコミュニケーションが電子媒体に代替される一方、電子商取引が進出し国境を越えたモノの輸送が増大するというグローバルな環境変化が生じている現状を踏まえ、こうした環境変化に応じて郵便業務・制度の改善を行うためには、政策協議等を通じて定期的に各国の制度等に関する情報を収集するとともに、我が国の制度等に関する情報を提供する必要があることから、二国間・多国間政策協議等への参画回数を測定指標として設定。 なお、通常4年に1度開催されるUPU大会議がここ3年間で2度開催されたため、通常は開催されない大会議関係の準備会合等も開催され、参画回数が増加傾向となっているが、基本的に、多国間政策協議である万国郵便連合(UPU)及びアジア太平洋郵便連合(APPU)の年次会合として、UPU管理理事会(春と秋の2回)及びUPU郵便業務理事会(春と秋の2回)、APPU執行理事会(年1回)の5回の会合に参画することを重要視しており、この数値を基に目標値を記載している。
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、サービスの多様化等を通じた市場の活性化や利用者利便の向上が実現すること	信書便制度の周知活動の推進						7割 9割 (233/234)	7割 10割 (41/41)	-	
各国と政策協議等を実施し、我が国及び相手国の郵便制度・業務の改善を図ること	諸外国と郵政分野における協力関係を築き、定期的な政策協議を実施すること						5回以上 8回	5回以上 7回	5回以上 -	

新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの海外展開を実現し、相手国の郵便業務の改善を図ること	新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要を把握し、相手国との協議・調整を行うこと	⑥	日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する協力案件が実施されている国数 <アウトプット指標>	4か国	平成27年度	5か国以上	令和3年度	5か国以上	5か国以上	5か国以上	郵便の交換を行う多くの新興国・途上国には、正確性・迅速性において高い品質を有する日本の郵便システムに対する高いニーズがある現状を踏まえ、これらの国々における郵便の近代化・高度化への取組を支援するため、日本型郵便インフラシステムの海外展開に関する具体的な協力案件が実施されている新興国・途上国の数を指標として設定。
								5か国	5か国	-	
万国郵便連合(UPU)に積極的に貢献して我が国の地位及び発言力を高めることにより、UPUが定める国際郵便の諸制度に我が国方針を反映させること	UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣を行うこと	7	UPU活動への人的貢献(職員の派遣数) <アウトプット指標>	2名	平成27年度	2名以上	令和3年度	2名以上	2名以上	2名以上	UPUにおいて、全世界共通の国際郵便に関するルール の制定や改廃が実施されている現状を踏まえ、我が国として積極的にUPUに貢献し、我が国の方針をUPUが定める国際郵便の諸制度に反映する必要があるところ、UPUへの人的貢献度及び我が国方針の達成度を評価・把握するため、UPU事務局への派遣職員数及び重要議案における我が国方針の達成率を指標として設定。 ※(採択数)÷(重要議案数)÷80%(成果目標)=達成率
		⑧	重要議案における我が国方針の達成率 <アウトプット指標>	94%	平成27年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上(※)	令和3年度	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	重要議案における我が国方針の達成率80%以上	
達成手段(開始年度)				予算額(執行額) ^(※3)			関連する指標 ^(※4)	達成手段の概要等			令和3年度行政事業レビュー事業番号
				令和元年度	令和2年度	令和3年度					
(1)	郵政行政における適正な監督(平成15年度)			※5			1~4	※5			0156
(2)	郵政行政に係る国際政策の推進に必要な情報収集(平成15年度)			※5			5,6,8	※5			0157
(3)	国際機関への貢献(平成15年度)			※5			7,8	※5			0158
(4)	郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)(令和元年度)			※5			1	※5			0159
(5)	第27回万国郵便大会議対策(令和2年度)			※5			8	※5			0160
(6)	郵政民営化法(平成17年)			-	-	-	1,2	民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うもの)とされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めるもの。			
(7)	郵便法(昭和22年)			-	-	-	2	郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的として、日本郵便株式会社が行う郵便の業務について定めるもの。			
(8)	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年)			-	-	-	3,4	信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置について定めるもの。			
(9)	日本郵政株式会社法(平成17年)			-	-	-	1,2	日本郵政株式会社を、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とし、日本郵政株式会社の業務等について定めるもの。			

(10)	日本郵便株式会社法 (平成17年)	-	-	-	1.2	日本郵便株式会社を、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とし、日本郵便株式会社の業務等について定めるもの。		
政策の予算額・執行額		536百万円 (513百万円)	681百万円 (585百万円)	754百万円	政策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						第203回国会(臨時会)における総務大臣所信表明 第204回国会(常会)における総務大臣所信表明	(衆議院総務委員会) 第203回国会: 令和2年11月10日 第204回国会: 令和3年2月9日 (参議院総務委員会) 第203回国会: 令和2年11月12日 第204回国会: 令和3年3月9日	【第203回国会】 まず、郵政事業については、引き続き、社会基盤としてユニバーサルサービスを確保します。昨年発覚した、かんぽ生命保険の不適切募集については、日本郵政グループは本年十月から信頼回復に向けた業務運営を開始しました。総務省としては、引き続き、同グループへの監督責任をしっかりと果たしてまいります。 また、郵便サービスの安定的な提供や働き方改革の観点から、郵便の配達頻度等の見直しを行うため、郵便法等の改正法案を今国会に提出しています。 【第204回国会】 まず、郵政事業については、引き続き、社会基盤としての信頼回復が行われるよう、監督責任をしっかりと果たすとともに、ユニバーサルサービスを確保します。また、デジタル時代における郵政事業の利便性向上等の方策を検討するため、引き続き、郵便局ネットワークや莫大なデータを活用した新たなビジネスモデルの構築について議論してまいります。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou3.html)を参照。